

XI. 臨床動作法関連諸資格更新申請及び交付手続き細則

1. 目的

本規定は、日本臨床動作学会が定める資格認定委員会規約4.の2)「臨床動作法資格者養成システムの整備」に基づいて、臨床動作法関連諸資格を保持する者(以下、臨床動作法資格者と略す)が、その資格を更新する際に必要な申請手続きと認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

2. 申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

資格更新申請及び審査は原則として年1回行う。資格認定委員会(以下認定委員会と呼ぶ)は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

3. 審査申請

資格更新の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。

4. 提出書類

資格更新の審査を希望する者は、別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。提出された書類は審査後も返却されない。

5. 登録

資格更新審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者は、当該資格認定証の交付を受けるにあたって、通知日より3ヶ月以内に登録料を本学会に納付しなければならない。

登録料を受理後、資格認定委員会規約に基づいて各資格認定証を交付し、臨床動作法資格者名簿の登録を更新しこれを公示する。

登録料は別に定める。

6. 附則 本細則は2002年(平成14年)7月5日より実施する。

2003年(平成15年)10月18日改訂

【 XI. 臨床動作法関連諸資格更新申請及び交付手続き細則 】

別表 1

資格更新申請にあたって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会資格更新申請書(書式A4、5)
- 2) 臨床動作法に関する研修実績表(書式C-1～8)
- 3) ケース報告書(書式D)

提出するケース報告のテーマ等をケース研究報告書(書式D-1)に記入すること。ただし、VII.臨床動作法資格者研修及び資格更新細則4.の1)-(2)発表・出版の事例をケース報告として重複して用いることもできる。学会等での研究発表については、別添の書式を参考にしてまとめ直した報告書を提出する。論文、著書については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することで替えることができる。

- 4) 研修証明書

資格更新申請にあたって、参加した研修会の主催者または担当した認定講師が発行した研修証明書を提出しなければならない。証明書は原本であることを原則とするが、他機関等への提出が必要な場合はその写しでも良い。(その旨を付記すること)

- 5) 学術雑誌等の抜き刷り等

学会等における口頭発表、論文、著書を研修経験としてとして申請する場合は、発表を確認できる学会大会目次・抄録、その学術雑誌等の抜き刷り等(コピーで可)を添付する。ただし、3)ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。